

昭和三十一年厚生省令第四十五号

水道法施行規則

水道法（昭和三十二年法律第七百七十七号）第七条第一項、第二項第八号及び第三項第八号（第七条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条第二項、第二十条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項、第二項第六号及び第三項第七号（第三十条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条第一項及び第二項第八号及び附則第六条第一項並びに水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第三条第一項第六号及び第五条第一項第四号の規定に基き、並びに同法を実施するため、水道法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 水道事業
第一節 事業の

第一節 事業の譲り等 第一条 第十七条の二

第二節 指定給水裝置工事事業者（第十八条）

第三節 第三十六條

第三節 指定試験機関（第二十七条—第四十一条）

第二章 水道用水供給事業（第四十九条—第五

第三章
十二條
專用之道
第五二三二
第五二四二

第三章 專用冰道（第五十三條・第五十四條）

第三回 金子の贈り物

第五章 雜則（第五十七條）

附則 第一章 水道事業

第一章 不適事実

(令第一條第二項の厚生労働省令で定める目的)

第一条 水道法施行令(昭和三十一年政令第三百三十六号。以下「令」といふ。)第一条第一項

に規定する厚生労働省令で定める目的は、人の

飲用、炊事用、浴用その他の人の生活の用に供す

ることとする。

一 条 の 二 市町村の区域を超えた広域的な水道基盤 強化計画の作成の要請

事業者等（水道法）（昭和三十一年法律第百七十号）

七号。以下「法」という。) 第二条の二第一項

に規定する水道事業者等をいう。)の間の連携等(同条第二項に規定する連携等をいう。)を推進しようとする二以上の市町村は、法第五条の三第五項の規定により都道府県に対し同条第一項に規定する水道基盤強化計画(以下「水道基盤強化計画」という。)を定めることを要請する場合においては、法第五条の二第一項に規定する基本方針に基づいて当該要請に係る水道基盤強化計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

(認可申請書の添付書類等)

第一条の三 法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- 一 地方公共団体以外の者である場合は、水道事業経営を必要とする理由を記載した書類
- 二 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道事業経営に関する意思決定を証する書類
- 三 市町村以外の者である場合は、法第六条第二項の同意を得た旨を証する書類
- 四 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類
- 五 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款又は規約

六 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図

七 水道施設の位置を明らかにする地図

八 水源の周辺の概況を明らかにする地図

九 主要な水道施設(次号に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

十 導水管きよ、送水管及び主要な配水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

十一 地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請者が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第三号、第六号及び第七号に掲げるものとする。

(事業計画書の記載事項)

第二条 法第七条第四項第八号に規定する厚生労

三 借入金の償還方法
四 給水装置工事の費用の負担区分を定めた根拠及びその額の算出方法

(工事設計書に記載すべき水質試験の結果)
第三条 法第七条第五項第三号（法第十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する水質試験の結果は、水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第一百一号）の表の上欄に掲げる事項に関して水質が最も低下する時期における試験の結果とする。

2 前項の試験は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。

(工事設計書の記載事項)

第四条 法第七条第五項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 主要な水理計算
(法第八条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目)

第五条 法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 当該水道事業の開始が、当該水道事業に係る区域における不特定多数の者の需要に対応するものであること。
二 当該水道事業の開始が、需要者の意向を勘案したものであること。

第六条 法第八条第二項に規定する技術的細目の中、同条第一項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 給水区域が、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の状況を勘案して、合理的に設定されたものであること。
二 給水区域が、水道の整備が行わていない他の市町村の既存の水道事業との統合について配慮して設定されたものであること。

三 給水人口が、人口、土地利用、水道の普及率その他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。
四 給水量が、過去の用途別の給水量を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。

五 給水人口、給水量及び水道施設の整備の見通しが一定の確実性を有し、かつ、経常収支が適切に設定できるよう期間が設定されたものであること。

六 工事費の調達、借入金の償還、給水収益、水道施設の運転に要する費用等に関する收支の見通しが確実かつ合理的なものであること。

七 水質検査、点検等の維持管理の共同化について配慮されたものであること。

八 水道基盤強化計画が定められている地域においては、当該計画と整合性のとれたものであること。

九 水道用水供給事業者から用水の供給を受けた水道事業者にあつては、水道用水供給事業者との契約により必要量の用水の確実な供給が確保されていること。

十 取水に当たつて河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条の規定に基づく流水の占用の許可を必要とする場合にあつては、当該許可を受けているか、又は許可を受けることが確実であると見込まれること。

十一 取水に当たつて河川法第二十三条の規定に基づく流水の占用の許可を必要としない場合にあつては、水源の状況に応じて取水量が確実に得られると見込まれること。

十二 ダムの建設等により水源を確保する場合にあつては、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第一項に規定する基本計画においてダム使用権の設定予定期とされるている等により、当該ダムを使用できることが確実であると見込まれること。

第七条 法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第六号に関するものは、当該申請者が当該水道事業の遂行に必要となる資金の調達及び返済の能力を有することとする。
(事業の変更の認可を要しない軽微な変更)

第七条の二 法第十条第一項第一号の厚生労働省令で定める軽微な変更是、次のいずれかの変更とする。

一 水道施設（送水施設（内径が二百五十ミリメートル以下の送水管及びその附属設備（ポンプを含む。）に限る。）及び配水施設を除く。以下この号において同じ。）の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量に係る変更であつて次のいずれにも該当しないもの（ただし、

水道施設の整備を伴わない変更のうち、給水人口のみが増加する場合においては、**□**の規定は適用しない)。

イ 变更後の給水区域が他の水道事業の給水区域と重複するものであること。

ロ 変更後の給水人口と認可給水人口(法第七条第四項の規定により事業計画書に記載した給水人口(法第十条第一項又は第三項の規定により給水人口の変更(同条第一項第一号に該当するものを除く)を行つたときは、直近の変更後の給水人口とする)との差が当該認可給水人口の十分の一を超えるものであること。

ハ 変更後の給水量と認可給水量(法第七条第四項の規定により事業計画書に記載した給水量(法第十条第一項又は第三項の規定により給水量の変更(同条第一項第一号に該当するものを除く)を行つたときは、直近の変更後の給水量とする)をいう)との差が当該認可給水人口の十分の一を超えるものであること。

二 第四項の規定により事業計画書に記載した給水量(法第十条第一項第二号に該当する場合に当該認可給水人口の十分の一を超えるものであること。

一 現在の給水量が認可給水量を超えない事業における、次に掲げるいづれかの浄水施設を用いる浄水方法への変更のうち、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加又は水量の十分の一を超えるものであること。

二 現在の給水量が認可給水量を超えない事業における、次に掲げるいづれかの浄水施設を用いる浄水方法への変更については、変更前もの。ただし、又はルに掲げる浄水施設を用いる浄水方法への変更については、変更前ものを追加する場合に限る。

イ 薬品沈殿池

ロ 高速凝集沈殿池

ハ 緩速濾過池

ニ ホニホニ

ト ハラス

チ リヌス

リ ル

ス フ

ル ラ

粒 ラ

活性 ラ

炭 ラ

処理 ラ

設備 ラ

粉末 ラ

活性 ラ

炭 ラ

処理 ラ

設備 ラ

三 河川の流水を水源とする取水地点の変更の事由その他の事由により、当該河川の現在の取水地点から変更後の取水地点までの区間の水量の増加又は水源の種別若しくは浄水方法の変更を伴わないのであつて、次に掲げる事由その他の事由により、当該河川の現在の取水地点から変更後の取水地点までの区間の

(イ及び**□**において「特定区間」という。)における原水の水質が大きく変わるおそれがないもの。

イ 特定区間に流入する河川がないとき。

ロ 特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき。

二 第八条 第一条の三第一項の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面について準用する。この場合において、第一条の三第一項中「次に」とあるのは、「次の各号(給水区域を拡張しようとする場合にあつては第四号及び第八号を除き、給水人口を増加させようとする場合にあつては第三号を除き、水源の種別又は取水地点を変更しようととする場合にあつては第二号、第三号、第五号及び第六号を除き、浄水方法を変更しようとする場合にあつては第二号から第六号までを除く)」にと、同項第九号中「除く。」とあるのは、「除く。」であつて、新設、増設又は改造されるもの」と、同項第十号中「配水管」とあるのは、「配水管であつて、新設、増設又は改造されるもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

二 第二条の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第四項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項について準用する。この場合において、第二条中「各号」とあるのは、「各号(水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更以外の変更を伴わない場合にあつては、第四号を除く。)」と読み替えるものとする。

三 第四条の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第五項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項について準用する。この場合において、第二条中「各号」とあるのは、「各号(水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更以外の変更を伴わない場合にあつては、第四号を除く。)」と読み替えるものとする。

四 第八条の二 法第十条第三項の届出をしようとする水道事業者は、次に掲げる事項について届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(事業の変更の届出)

一 届出者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

二 水道事業者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

三 第一項の休廃止計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

二 休止又は廃止の予定年月日

三 休止又は廃止する理由

四 水道事業の全部又は一部を休止する場合にあつては、事業の全部又は一部の再開の予定期

五 水道事業の一部を廃止する場合にあつては、当該廃止後の給水区域、給水人口及び給水量

六 水道事業の一部を廃止する場合にあつては、事業の全部又は一部の再開の予定期

七 水道事業の一部を廃止する場合にあつては、法第六条第二項の規定を得た旨を証する書類

八 第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が市町村以外の者である場合にあつては、法第六条第二項の規定を得た旨を証する書類

九 第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図

二 第八条の三 法第十一条第一項の許可を申請する(事業の休廃止の許可の申請)

一 水道事業者は、申請書に、休廃止計画書及び次に掲げる事項を記載した工事設計書

二 水道開始の予定年月日

三 水道施設の概要

四 水道施設の位置を明らかにする地図

五 水道施設の位置を明らかにする地図

六 水道施設の位置を明らかにする地図

七 水道施設の位置を明らかにする地図

八 第七条の二第一号に該当する場合にあつては、前項の届出書には、次に掲げる書類(図面を含む。)を添えなければならない。

九 第七条の二第三号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに変更される水源からの取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類

二 第八条の四 厚生労働大臣は、水道事業の全部又は一部の休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類

一 休止又は廃止する場合にあつては、水道事業の全部又は一部を休止する場合にあつては、事業の全部又は一部の再開の予定期

二 休止又は廃止の予定期

三 休止又は廃止する理由

四 水道事業の全部又は一部を休止する場合にあつては、事業の全部又は一部の再開の予定期

五 水道事業の一部を廃止する場合にあつては、当該廃止後の給水区域、給水人口及び給水量

六 水道事業の一部を廃止する場合にあつては、事業の全部又は一部の再開の予定期

七 水道事業の一部を廃止する場合にあつては、法第六条第二項の規定を得た旨を証する書類

八 第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図

らに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号及び第四条第二号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年（簡易水道及び一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道（以下この号及び次号において「簡易水道等」という。）の場合は、二年六箇月）以上、同項第三号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）につき從事した経験を有する者

二 外国の中学校において、令第七条第一項第二号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者については九年（簡易水道等の場合は、四年六箇月）以上水道に関する技術上の実務に從事した経験を有する者

三 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習（以下「登録講習」といふ。）の課程を修了した者

（登録）

第十四条の二 前条第三号の登録は、登録講習を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第三号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録講習を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地

三 登録講習を開始しようとする年月日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

二 申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書類

四 講師の氏名、職業及び略歴

五 学科講習の科目及び時間数

六 実務講習の実施方法及び期間

七 登録講習の業務以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

八 その他の参考となる事項を記載した書類（欠格条項）

第十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第十四条第三号の登録を受けることができる

一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上二年を経過しない者

二 第十四条の十三の規定により第十四条第三号の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者がある者（登録基準）

第十四条の四 厚生労働大臣は、第十四条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 学科講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。

イ 水道行政 二時間以上

ロ 公衆衛生・衛生管理 二時間以上

ハ 水道経営 三時間以上

二 水道基礎工学概論 二十一時間以上

ホ 水質管理 十二時間以上

第十四条の五 第十四条第三号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

（登録の更新）

第十四条の六 第十四条第三号の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次に掲げる事項を記載した登録講習の実施に関する計画を作成し、これに従つて公正に登録講習を行わなければならない。

（実施義務）

第十四条の七 登録講習機関は、毎事業年度（以下「登録講習機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次に掲げる事項を記載した登録講習の実施に関する計画を作成し、これに従つて公正に登録講習を行わなければならない。

（登録講習の実施時期、実施場所、科目、時間及び受講定員に関する事項）

2 実務講習の実施時期、実施場所及び受講定員に関する事項

（登録講習機関は、毎事業年度の開始前に、前項の規定により作成した計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。）

（変更の届出）

第十四条の八 登録講習機関は、その氏名若しくは名称又は住所の変更をしようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（業務規程）

三 水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）第五条に適合する瀧過設備を有する水道施設において、十五日間以上の実務講習（一日につき五時間以上実施されるものに限る。）が行われること。

四 登録講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

五 登録講習の修了証書の交付及び再交付に関する事項

六 登録講習の業務に関する帳簿及び書類の保管に関する事項

七 第十四条の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、登録講習の実施に係る必要な事項

第十四条の九 登録講習機関は、登録講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 休止又は廃止の理由及びその予定期日（業務の休廃止）

2 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人であつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が登録講習を行う主たる事業所の名称及び所在地

（登録の更新）

2 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人であつては、その代表者の氏名

三 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（実施義務）

第十四条の十 登録講習機関は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされなければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十四条の十一 登録講習機関は、毎事業年度後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次に於ける事項において「財務諸表等」という。）を作成し、

一 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

（業務の休廃止）

2 登録講習機関は、毎事業年度の開始前に、前項の規定により作成した計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（変更の届出）

第十四条の七 登録講習機関は、その氏名若しくは名称又は住所の変更をしようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（業務規程）

四 登録講習の受講申請に関する事項

二 登録講習の受講手数料に関する事項

三 前号の手数料の収納の方法に関する事項

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提請する

一 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は譲写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が書面をもつて作成されたり、請求する場合は、当該書面の閲覧又は譲写の請求

四 前号の電磁的記録をもつて作成されたり、請求する場合は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものとの閲覧又は譲写の請求

一 法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

二 試料の採取の場所に関しては、前項第二号の規定の例によること。

三 基準の表中一の項、二の項、三十八の項及び四十六の項から五十一の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査は、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号の規定にかかわらず、省略することができる。

第一項第一号ロの検査及び第二項の検査は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。

第一項第一号イの検査のうち色及び濁りに関する検査は、同号ロの規定により色度及び濁度に関する検査を行つた日においては、行うことを要しない。

第一項第一号ロの検査は、第二項の検査を行つた月においては、行うことを要しない。

水道事業者は、毎事業年度の開始前に第一項及び第二項の検査の計画（以下「水質検査計画」という。）を策定しなければならない。

水質検査計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの

二 第一項の検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由

三 第一項の検査を省略する項目については、当該項目及びその理由

四 第二項の検査に関する事項

五 法第二十条第三項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容

六 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

一 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項（第二項の検査のみを委託する場合にあつては、ロ及びヘを除く。）を含むこと。

イ 委託する水質検査の項目

ロ 第一項の検査の時期及び回数

ハ 委託に係る料金（以下この項において「委託料」という。）

一 委託料の採取又は運搬を委託するときは、その採取又は運搬の方法

ホ 水質検査の結果の根拠となる書類

ヘ 第二項の検査の実施の有無

二 委託契約書をその契約の終了の日から五年間保存すること。

三 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

四 試料の採取又は運搬を水質検査機関に委託するときは、その委託を受けた水質検査機関は、試料の採取又は運搬及び水質検査を速やかに行うことができる水質検査機関であると。

五 試料の採取又は運搬を水道事業者が自ら行うときは、当該水道事業者は、採取した試料を水質検査機関に速やかに引き渡すこと。

六 水質検査の実施状況を第一号ホに規定する書類又は調査その他の方法により確認すること。

（登録の申請）

第十五条の二 法第二十条の二の登録の申請をしようとする者は、様式第十三による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

二 申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

三 申請者が法第二十条の三各号の規定に該当しないことを説明した書類

四 法第二十条の四第一項第一号の必要な検査施設を有していることを示す次に掲げる書類

イ 試料及び水質検査に用いる機械器具の汚染を防止するために必要な設備並びに適切に区分されている検査室を有していることを説明した書類（検査室を撮影した写真並びに縮尺及び寸法を記載した平面図を含む。）

ロ 次に掲げる水質検査を行うための機械器具に關する書類

(1) 前条第一項第一号の水質検査の項目ごとに水質検査に用いる機械器具の名称及びその数を記載した書類

(2) 水質検査に用いる機械器具ごとの性能又は借入れの別について説明した書類(借り入れている場合は、当該機械器具に係る借入れの期限を記載すること。)

(3) 水質検査に用いる機械器具ごとに撮影した写真

五 法第二十条の四第一項第二号の水質検査を実施する者(以下「検査員」という。)の氏名及び略歴

六 法第二十条の四第一項第三号イに規定する部門(以下「水質検査部門」という。)及び同号ハに規定する専任の部門(以下「信頼性確保部門」という。)が置かれていることを説明した書類

七 法第二十条の四第一項第三号ロに規定する文書として、第十五条の四第六号に規定する標準作業書及び同条第七号イからルまでに掲げる文書

八 水質検査を行う区域内の場所と水質検査を行なう事業所との間の試料の運搬の経路及び方法並びにその運搬に要する時間を説明した書類

九 次に掲げる事項を記載した書面

イ 檢査員の氏名及び担当する水質検査の区分

ロ 法第二十条の四第一項第三号イの管理者(以下「水質検査部門管理者」という。)の氏名及び第十五条の四第三号に規定する検査区分責任者の氏名

ハ 第十五条の四第四号に規定する信頼性確保部門管理者の氏名

二 水質検査を行う項目ごとの定量下限値

本 現に行つてゐる事業の概要
(登録の更新)

第十五条の三 法第二十条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第十四による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 前条各号に掲げる書類(同条第七号に掲げる文書にあつては、変更がある事項に係る新旧の対照を明示すること。)

(検査の方法)

二 直近の三事業年度の各事業年度における水質検査を受託した実績を記載した書類

第十五条の四 法第二十条の六第二項の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 水質基準に關する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。

二 精度管理（検査に從事する者の技能水準の確保その他の方法により検査の精度を適正に保つこと）を定期的に実施するとともに、外部精度管理調査（国又は都道府県その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査をいう。以下同じ。）を定期的に受けること。

三 水質検査部門管理者は、次に掲げる業務を行ふこと。ただし、ハについては、あらかじめ検査員の中から理化学的検査及び生物学的検査の区分ごとに指定した者（以下「検査区分責任者」という。）に行わせることができるものとする。

イ 水質検査部門の業務を統括すること。

ロ 次号ハの規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに是正処置を講ずること。

ハ 水質検査について第六号に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により水質検査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。

ニ その他必要な業務

四 信頼性確保部門につき、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる者（以下「信頼性確保部門管理者」という。）が置かれていること。

イ 第七号トの文書に基づき、水質検査の業務の管理について内部監査を定期的に行うこと。

ロ 第七号トの文書に基づく精度管理を定期的に実施するための事務、外部精度管理調査を定期的に受けけるための事務及び日常業務確認調査（国、水道事業者、水道用水供給事業者及び専用用水道の設置者が行う水質検査の業務の確認に関する調査をいう。以下同じ。）を受けるための事務を行うこと。

ハ イの内部監査並びにロの精度管理、外部精度管理調査及び日常業務確認調査の結果

試薬等管理標準 作業書	試料取扱 標準作業書	試料の採取の方法	二 試料の運搬の方法 三 試料の受領の方法 四 試料の管理の方法 五 試料の管理に関する記録の作成要領	六 作成及び改定年月日	一 水質検査の項目及び項目ごとの分析方法の名称	二 水質検査の項目及び項目ごとに記載した試薬、試液、培地、標準品及び標準液（以下「試薬等」という。）の選択並びに調製の方法、試料の調製の方法並びに水質検査に用いる機械器具の操作の方法	三 水質検査に当たつての注意事項	四 水質検査により得られた値の処理の方法	五 水質検査に関する記録の作成要領	六 作成及び改定年月日	記載すべき事項	記載すべき標準作業書の種類	記載すべき標準作業書	記載すべき標準作業書	記載すべき標準作業書
一 試薬等の容器にすべき表示 の方法	六 作成及び改定年月日	一 試料の採取の方法	二 試料の運搬の方法 三 試料の受領の方法 四 試料の管理の方法 五 試料の管理に関する記録の作成要領	六 作成及び改定年月日	一 水質検査の項目及び項目ごとの分析方法の名称	二 水質検査の項目及び項目ごとに記載した試薬、試液、培地、標準品及び標準液（以下「試薬等」という。）の選択並びに調製の方法、試料の調製の方法並びに水質検査に用いる機械器具の操作の方法	三 水質検査に当たつての注意事項	四 水質検査により得られた値の処理の方法	五 水質検査に関する記録の作成要領	六 作成及び改定年月日	記載すべき事項	記載すべき標準作業書の種類	記載すべき標準作業書	記載すべき標準作業書	記載すべき標準作業書

機械器具 修理標準 作業書	一 機械器具の名称	二 試薬等の管理に関する注意事項
七 次に掲げる文書を作成すること。	二 常時行うべき保守点検の方法	三 定期的な保守点検に関する計画
イ 組織内の各部門の権限、責任及び相互關係等について記載した文書	四 故障が起こった場合の対応の方法	五 機械器具の保守管理に関する記録の作成要領
ロ 文書の管理について記載した文書	六 作成及び改定年月日	
ハ 記録の管理について記載した文書		
ニ 教育訓練について記載した文書		
ホ 不適合業務及び是正処置等について記載した文書		
ヘ 内部監査の方法を記載した文書		
ト 精度管理の方法及び外部精度管理調査を定期的に受けるための計画を記載した文書		
チ 水質検査結果書の発行の方法を記載した文書		
リ 受託の方法を記載した文書		
ヌ 物品の購入の方法を記載した文書		
ル その他水質検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項を記載した文書		
(変更の届出)		
第十五条の五 法第二十条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十五による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 （水質検査業務規程）		
第十五条の六 法第二十条の八第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。		

一 水質検査の業務の実施及び管理の方法に関する事項

二 水質検査の業務を行う時間及び休日にに関する事項

三 水質検査の委託を受けることができる件数の上限に関する事項

四 水質検査の業務を行う事業所の場所に関する事項

五 水質検査に関する料金及びその収納の方法に関する事項

六 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者の氏名並びに検査員の名簿

七 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者の選任及び解任に関する事項

八 法第二十条の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、水質検査の業務に関し必要な事項

登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項前段の規定により水質検査業務規程の届出をしようとするときは、様式第十六による届出書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 前項第三号の規定により定める水質検査の委託を受けることができる件数の上限の設定根拠を明らかにする書類

二 前項第五号の規定により定める水質検査に関する料金の算出根拠を明らかにする書類

登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項後段の規定により水質検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第十六の二による届出書に前項各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、第一項第三号及び第五号に定める事項（水質検査に関する料金の収納の方針に関する事項を除く）の変更を行わない場合には、前項各号に掲げる書類を添えることを要しない。（業務の休廃止の届出）

第十五条の七 登録水質検査機関は、法第二十条の九の規定により水質検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第十六の三による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。（電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法）

第十五条の八 法第二十条の十第二項第三号の厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に

(情報通信の技術を利用する方法) **第十五条の九** 法第二十条の十第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうちいずれかの方法とする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(帳簿の備付け)

第十五条の十 登録水質検査機関は、書面又は電磁的記録によつて水質検査に関する事項であつて次項に掲げるものを記載した帳簿を備え、水質検査を実施した日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

法第二十条の十四条の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。

一 水質検査を委託した者の氏名及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

二 水質検査の委託を受けた年月日

三 試料を採取した場所

四 試料の運搬の方法

五 水質検査の開始及び終了の年月日時

六 水質検査の項目

七 水質検査を行つた検査員の氏名

八 水質検査の結果及びその根拠となる書類

九 第十五条の四第四号ハにより帳簿に記載すべきこととされている事項

十 第十五条の四第七号ハの文書において帳簿に記載すべきこととされている事項

十一 第十五条の四第七号ニの教育訓練に関する記録

(健康診断)

第十六条 法第二十一条第一項の規定により行う定期の健康診断は、おおむね六箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保有者を含む。)の有無に關して、行うものとする。

法第二十二条第一項の規定により行う臨時の健康診断は、同項に掲げる者に前項の感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、発生した感染症又は発生するおそれがある感染症について、前項の例により行うものとする。

3 第一項の検査は、前項の検査を行つた月においては、同項の規定により行つた検査に係る感染症については、行うことと要しない。

4 他の法令（地方公共団体の条例及び規則を含む。以下本項において同じ。）に基いて行われた健康診断の内容が、第一項に規定する感染症の全部又は一部に関する健康診断の内容に相当するものであるときは、その健康診断の相当する部分は、同項に規定するその部分に相当する健康診断とみなす。この場合において、法第二十二条第二項の規定に基づいて作成し、保管すべき記録は、他の法令に基いて行われた健康診断の記録をもつて代えるものとする。

（衛生上必要な措置）

第十七条 法第二十二条の規定により水道事業者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にすること。
- 二 前号の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入つて水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水が、遊離残留塩素を○・一mg/l（結合残留塩素の場合は、○・四mg/l）以上保持するよう、塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、○・二mg/l（結合残留塩素の場合は、一・五mg/l）以上とする。
- 四 前項第三号の遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法は、厚生労働大臣が定める。

第十七条の二 法第二十二条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 水道施設の構造、位置、維持又は修繕の状況その他の水道施設の状況（次号においてするものとする）。

を監視し、及び適切な時期に、水道施設の巡回を行い、並びに清掃その他の当該水道施設を維持するために必要な措置を講ずること。

二 水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視又はこれと同等の方法その他適切な方法により点検を行うこと。

三 前号の点検は、コンクリート構造物（水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る。次項及び第三項において同じ。）及び道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等（損傷、腐食その他の中他の異状が生じた場合に水の供給又は当該道路、河川、鉄道等に大きな支障を及ぼすおそれがあるものに限る。次項及び第三項において同じ。）にあつては、おおむね五年に一回以上の適切な頻度で行うこと。

四 第二号の点検その他の方法により水道施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、水道施設を良好な状態に保つように、修繕その他の必要な措置を講ずること。

二 水道事業者は、前項第二号の点検（コンクリート構造物及び道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等に係るものに限る。）を行つた場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行つまでの期間保存しなければならない。

一 点検の年月日

二 点検を実施した者の氏名

三 点検の結果

3 水道事業者は、第一項第二号の点検その他の方法によりコンクリート構造物又は道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握し、同項第四号の措置（修繕に限る。）を講じた場合には、その内容を記録し、当該コンクリート構造物又は道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等を利用している期間保存しなければならない。

第十七条の三 法第二十二条の三第一項に規定する水道施設の台帳は、調書及び図面をもつて組成するものとする。

（水道施設台帳）

第一項の収支の見通しを作成するに当たり、三十年以上の期間（次項において「算定期間」という。）を定めて、その事業に係る長期的な収支を試算するものとする。

次項において「管路等」という。）にあつては、その区分、設置年度、口径、材質及び継手形式（以下この号において「区分等」といいう。）並びに区分等との延長

図面は、一般図及び施設平面図を作成するほか、必要に応じ、その他の図面を作成するものとし、水道施設につき、少なくとも次に掲げるところにより記載するものとする。

二 水道施設（管路等を除く。）にあつては、その名称、設置年度、数量、構造又は形式及び能力

一 一般図は、次に掲げる事項を記載した地形図とすること。

イ 市町村名及びその境界線

ロ 給水区域の境界線

ハ 主要な水道施設の位置及び名称

二 施設平面図は、次に掲げる事項を記載したものとすること。

イ 前号（ロを除く。）に掲げる事項

ロ 管路等の位置、口径及び材質

ハ 制水弁、空気弁、消火栓、減圧弁及び排

水設備の位置及び種類

二 管路等以外の施設の名称、位置及び敷地の境界線

ホ 付近の道路、河川、鉄道等の位置

三 一般図、施設平面図又はその他の図面のいずれかにおいて、次に掲げる事項を記載すること。

イ 管路等の設置年度、継手形式及び土かぶり

ロ 制水弁、空気弁、消火栓、減圧弁及び排水設備の形式及び口径

ハ 止水栓の位置

二 道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等の構造形式、条数及び長

三 調書及び図面の記載事項に変更があつたときは、速やかに、これを訂正しなければならない。

（水道事業に係る収支の見通しの作成及び公表）

第一項の収支の見通しを作成するに当たり、三十年の期間（次項において「算定期間」という。）を定めて、その事業に係る長期的な収支を試算するものとする。

3 前項の需要の算出に当たつては、水道施設の規模及び配置の適正化、費用の平準化並びに災害その他非常の場合における給水能力を考慮するものとする。

4 水道事業者は、第一項の試算に基づき、十年以上を基準とした合理的な期間について収支を見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。

5 水道事業者は、収支の見通しを作成したときは、おおむね三年から五年ごとに見直すよう努めなければならない。

（情報提供）

第十七条の五 法第二十四条の二の規定による情報の提供は、第一号から第六号までに掲げるものにあつては毎年一回以上定期に（第一号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に）、第七号及び第八号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるよう方法で行うものとする。

一 水質検査計画及び法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査の結果その他の水道により供給される水の安全に関する事項

二 水道事業の実施体制に関する事項（法第二十四条の三第一項の規定による委託及び法第二百四十四条の四第一項の規定による水道施設運営権の設定の内容を含む。）

三 水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項

四 水道料金その他需要者の負担に関する事項

五 給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項

六 水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項

七 法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査の結果

八 灾害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項

(委託契約書の記載事項)

第十七条の六 令第九条第三号ハに規定する厚生労働省令で定める事項は、委託に係る業務の実施体制に関する事項とする。

第十七条の七 法第二十四条の三第二項の規定による業務の委託の届出に係る厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 水道事業者の氏名又は名称

二 水道管理業務受託者の住所及び氏名(法人又は組合(二の法人が、一の場所において行われる業務を共同連帶して請け負った場合を含む。)にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

三 受託水道業務技術管理者の氏名

四 委託した業務の範囲

五 契約期間

2 法第二十四条の三第二項の規定による委託に係る契約が効力を失つたときの届出に係る厚生労働省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、当該契約が効力を失つた理由とする。

(業務の委託に関する特例)

第十七条の八 法第二十四条の三第六項の規定により水道管理業務受託者を水道事業者とみなして法第二十条第三項ただし書、第二十二条及び第二十二条の二第一項の規定を適用する場合における第十五条第八項、第十七条第一項並びに第十七条の二第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「水道事業者」とあるのは、「水道管理業務受託者」とする。

(水道施設運営権の設定の許可の申請)

第十七条の九 法第二十四条の五第一項に規定する厚生労働省令で定める書類(図面を含む。)は、次に掲げるものとする。

一 申請者が水道施設運営権を設定しようとする民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百七十九号)第二条第五項に規定する選定事業者(以下「選定事業者」という。)の定款又は規約

二 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の位置を明らかにする地図

第十七条の十 法第二十四条の五第三項第十号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

(水道施設運営等事業実施計画書)

一 選定事業者が水道施設運営等事業を適正に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を有するものであることを証する書類

二 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の維持管理及び計画的な更新に要する費用の予定額及びその算出根拠並びにその調達方法並びに借入金の償還方法

三 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金の算出根拠

四 水道施設運営等事業の実施による水道の基盤の強化効果

五 契約終了時の措置

(水道施設運営権の設定の許可基準)

第十七条の十一 法第二十四条の六第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第一号に規定するものは、次に掲げるものとする。

一 水道施設運営等事業の対象となる水道施設及び当該水道施設に係る業務の範囲が、技術上の観点から合理的に設定され、かつ、選定事業者を水道施設運営権者とみなした場合の当該選定事業者と水道事業者の責任分担が明確にされていること。

二 水道施設運営権の存続期間が水道により供給される水の需要、水道施設の維持管理及び更新に関する長期的な見通しを踏まえたものであり、かつ、経常収支が適切に設定できること。

三 水道施設運営等事業の適正を期すため、水道事業者が選定事業者を水道施設運営権者とみなした場合の当該選定事業者の業務及び経理の状況を確認する適切な体制が確保され、かつ、当該確認すべき事項及び頻度が具体的に定められていること。

四 災害その他非常の場合における水道事業者及び選定事業者による水道事業を継続するための措置が、水道事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

五 水道施設運営等事業の継続が困難となつた場合における水道事業者が行う措置が、水道事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

六 選定事業者の工事費の調達、借入金の償還、給水収益及び水道施設の運営に要する費用等に関する収支の見通しが、水道施設運営等事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

七 水道施設運営等事業に関する契約終了時の措置が、水道事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

八 選定事業者が水道施設運営等事業を適正に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を有するものであること。

九 選定事業者を水道施設運営権者とみなして次条の規定により第十二条の二各号及び第十二条の四各号の規定を適用することとしたならばこれに掲げる要件に適合することとする。

一 法第二十四条の六第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第二号に規定するものは、水道施設運営等事業の実施により、当該水道事業における水道施設の維持管理及び計画的な更新、健全な経営の確保並びに運営に必要な人材の確保が図られることとする。

(水道施設運営等事業に関する特例)

第十七条の十二 法第二十四条の八第二項の規定により水道施設運営権者を水道事業者とみなして法第十四条第三項及び第五項、第二十条第三項ただし書、第二十二条、第二十二条の二第一項及び第二十二条の四第二項の規定を適用する場合における第十二条から第十二条の四まで、第十二条の六、第十五条、第十七条、第七条の二及び第十七条の四の規定の適用について、第十二条第一号中「料金」とあるのは、第十二条第一号中「料金」とあるのは、料金(水道施設運営権者が自らの収入として收受する水道施設の利用に係る料金を含む。)で、第十二条の六において同じ。)と、第十五号第八項、第十七条第一項、第十七条の二第二項及び第三項並びに第十七条の四第一項中「水道事業者」とあるのは、「水道施設運営権者」と、同条第二項中「更新」とあるのは、「更新(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百七十九号)第二条第六項に規定する運営等として行うものに限る。)」とする。

(指定の申請)

第十八条 第二節 指定給水装置工事事業者

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 法第二十五条の三第一項第二号イからへままでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

二 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し

3 前項第一号の書類は、様式第二によるものとする。

4 法第二十五条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 法人にあつては、役員の氏名

二 指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所の五第一項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状(以下「免状」という。)の交付番号

三 事業の範囲(厚生労働省令で定める機械器具)

第二十条 法第二十五条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるるものとする。

一 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

四 水圧テスツポンプ(厚生労働省令で定める者)

第二十一条 法第二十五条の三第一項第三号イの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる者とする。

一 指定給水装置工事事業者は、法第十六条の二の二の指定を受けた日から二週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

二 指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至つたときは、当該事由が発生した日から二週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

三 指定給水装置工事事業者は、前二項の規定による選任を行つ場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつ

ト 法第二十五条の四第三項第三号の確認の方法及びその結果

第三節 指定試験機関

(指定試験機関の指定の申請)

第三十七条 法第二十五条の十一第二項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書によつて行わなければならない。

一 名称及び主たる事務所の所在地

二 行おうとする試験事務の範囲

三 指定を受けようとする年月日

四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならぬ。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表(申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)

三 申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書

四 申請に係る意思の決定を記載した書類

五 役員の氏名及び略歴を記載した書類

六 試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地を記載した書類

七 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

八 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

九 その他参考となる事項を記載した書類

(指定試験機関の名称等の変更の届出)

第三十八条 法第二十五条の十四第二項の規定による指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地の変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によつて行わなければならない。

一 変更後の指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

二 指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

二 新設し、又は廃止しようとする事務所において試験事務を開始し、又は廃止しようとする年月日

三 新設又は廃止の理由

(役員の選任又は解任の認可の申請)

第三十九条 指定試験機関は、法第二十五条の十

五一項の規定により役員の選任又は解任の認

可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 役員として選任しようとする者の氏名、住

所及び略歴又は解任しようとする者の氏名、住

ばならない。

二 選任し、又は解任しようとする年月日

三 選任又は解任の理由

(試験委員の要件)

第四十条 法第二十五条の十六第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において水道に関する科目を担当する教

授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む)で、その後十

年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財團法人その他これらに準ずるもの研

究機関において水道に関する研究の業務に從事した経験を有するもの

三 厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上上の知識及び経験を有すると認める者

(試験委員の選任又は変更の届出)

第四十二条 法第二十五条の十六第三項の規定による試験委員の選任又は変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によつて行わなければならない。

一 選任し、又は変更した年月日

(試験事務規程の認可の申請)

第四十三条 法第二十五条の十八第一項第八項前段の規定により試験事務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該試験事務規程を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

二 指定試験機関は、法第二十五条の十八第一項第一項の規定により試験事務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

三 指定試験機関は、法第二十五条の十八第一項第一項の規定により試験事務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

四 指定試験機関は、法第二十五条の十八第一項第一項の規定により試験事務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

五 合格者数

二 前項の報告書には、合格した者の受験番号、氏名、住所及び生年月日を記載した合格者一覧を添えなければならない。

(試験事務の休止又は廃止の許可の申請)

第四十四条 指定試験機関は、法第二十五条の十八第一項後段の規定による事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画及び収支予算書を添載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

二 第四十二条第二項の規定は、法第二十五条の十九第一項後段の規定による事業計画及び収支予算の変更の認可について準用する。

(帳簿)

第四十五条 法第二十五条の二十の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 試験を施行した日

二 試験地

三 受験者の受験番号、氏名、住所、生年月日及び合否の別

一 選任した試験委員の氏名、住所及び略歴又は変更した試験委員の氏名

二 選任し、又は変更した年月日

(試験事務規程の認可の申請)

(試験事務規程の記載事項)

第四十三条 法第二十五条の十八第二項の厚生労働省令で定める試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 試験事務の実施の方法に関する事項

二 受験手数料の収納に関する事項

三 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

四 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

五 その他試験事務の実施に関し必要な事項

(事業計画及び収支予算の認可の申請)

第四十四条 指定試験機関は、法第二十五条の十九第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

二 第四十二条第二項の規定は、法第二十五条の十九第一項後段の規定による事業計画及び収支予算の変更の認可について準用する。

(帳簿)

第四十五条 法第二十五条の二十の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 試験を施行した日

二 試験地

三 受験者の受験番号、氏名、住所、生年月日及び合否の別

一 選任した試験委員の氏名、住所及び略歴又は変更した試験委員の氏名

二 選任し、又は変更した年月日

(試験結果の報告)

第四十六条 指定試験機関は、試験を実施したと告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 試験を施行した日

二 試験地

三 受験申込者数

四 受験者数

五 合格者数

一 試験を施行した日

二 試験地

三 受験申込者数

四 受験者数

五 合格者数

一 試験を施行した日

二 試験地

三 受験申込者数

四 受験者数

五 合格者数

事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲

二 休止しようとする年月日及びその期間又は廃止しようとする年月日

三 休止又は廃止の理由

(試験事務の引継ぎ等)

第四十八条 指定試験機関は、法第二十五条の二十三第一項の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、法第二十五条の二十四第一項の規定により指定を取り消された場合又は法第二十五条の二十六第二項の規定により厚生労働大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 試験事務を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

二 試験事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き渡すこと。

三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項を行うこと。

一 試験事務を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

二 試験事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き渡すこと。

三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項を行うこと。

一 試験事務を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

二 試験事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き渡すこと。

三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項を行うこと。

(認可申請書の添付書類等)

第四十九条 法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

一 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款又は規約を記載した書類

二 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道用水供給事業経営に関する意思決定を記載した書類

三 取水が確実かどうかの事情を明らかにする場合、定款又は規約

四 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道施設の位置を明らかにする地図

五 水源の周辺の概況を明らかにする地図

六 主要な水道施設(次号に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

七 地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請者が他の水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類

類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第五号に掲げるものとする。

(事業計画書の記載事項)

第五十条 法第二十七条第四項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、工事費の算出根拠及び借入金の償還方法とする。

(変更認可申請書の添付書類等)

第五十一条 第四条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第五項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条第一号及び第二号中「主要」とあるのは、「新設、増設又は改造される水道施設に関する主要」と読み替えるものとする。

第二 第四十九条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面について準用する。この場合において、第四十九条第一項中「各号」とあるのは、「各号（給水対象を増加させようとする場合にあつては第三号及び第六号を除き、水源の種別又は取水地点を変更しようとする場合にあつては第二号及び第四号を除き、浄水方法を変更しようとする場合にあつては第二号、第三号及び第四号を除く。）」と、同項第七号中「除く。」とあるのは「除く。」であつて、新設、増設又は改造されるもの」と、同項第八号中「送水管」とあるのは「送水管であつて、新設、増設又は改造されるもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

第三 第四十九条の規定において準用する法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項について準用する。(法第二十八条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目)

第四 第四十九条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第四項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項について準用する。

第五 第四十九条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第四項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項について準用する。

定できるよう期間が設定されたものであることを。

四 工事費の調達、借入金の償還、給水収益、水道施設の運転に要する費用等に関する収支の見通しが確実かつ合理的なものであること。

五 水道基盤強化計画が定められている地域におけること。

六 取水に当たつて河川法第二十三条の規定に基づく流水の占用の許可を必要とする場合にあつては、当該許可を受けているか、又は許可を受けることが確実であると見込まれること。

七 取水に当たつて河川法第二十三条の規定に基づく流水の占用の許可を必要としない場合にあつては、水源の状況に応じて取水量が確実に得られると見込まれること。

八 ダムの建設等により水源を確保する場合にあつては、特定多目的ダム法第四条第一項に規定する基本計画においてダム使用権の設定予定者とされている等により、当該ダムを使用できることが確実であると見込まれること。

九 果及び変更後の取水地点。

十 変更される取水施設に係る水源の種別、取水地点、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の浄水方法。

十一 前条第三号に該当する場合にあつては、水道施設の位置を明らかにする地図。

十二 前条第一号（水道用水供給事業者が給水対象を増加しようとする場合に限る。次号において同じ。）又は法第三十条第一項第二号に該当し、かつ、水道用水供給事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、水道用水供給事業経営を必要とする理由を記載した書類。

十三 前条第一号又は法第三十条第一項第二号に該当し、かつ、水道用水供給事業者が地方公共団体以外の法人又は組合である場合にあつては、水道用水供給事業経営に関する意思決定を証する書類。

十四 前条第二号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図。

十五 前条第三号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図。

十六 前条第三号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図。

十七 前条第三号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図。

十八 前条第三号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図。

十九 前条第三号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図。

二十 前条第三号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図。

二十一 前条第三号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図。

二十二 前条第三号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図。

二十三 前条第三号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図。

二十四 前条第三号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図。

二十五 前条第三号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは取水地点の変更を伴わないもの。ただし、又はルに掲げる净水施設を用いる净水方法への変更については、変更前の净水方法に当該净水施設を用いるものを追加する場合に限る。

四 前条第二号に該当する場合にあつては、水道施設に係る水源の種別、取水地点、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の净水方法。

五 前条第三号に該当する場合にあつては、水道施設の位置を明らかにする地図。

六 前条第一号（水道用水供給事業者が給水対象を増加しようとする場合に限る。次号において同じ。）又は法第三十条第一項第二号に該当し、かつ、水道用水供給事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、水道用水供給事業経営を必要とする理由を記載した書類。

七 前条第一号又は法第三十条第一項第二号に該当し、かつ、水道用水供給事業者が地方公共団体以外の法人又は組合である場合にあつては、水道用水供給事業経営に関する意思決定を証する書類。

八 前条第二号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図。

九 前条第三号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

十 前条第四号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

十一 前条第五号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

十二 前条第六号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

十三 前条第七号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

十四 前条第八号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

十五 前条第九号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

十六 前条第十号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

十七 前条第十一号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

十八 前条第十二号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

十九 前条第十三号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

二十 前条第十四号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

二十一 前条第十五号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

二十二 前条第十六号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

二十三 前条第十七号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

二十四 前条第十八号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

二十五 前条第十九号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

イ 工事の着手及び完了の予定年月日

ロ 前条第二号に該当する場合にあつては、水道施設に係る水源の種別、取水地点、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の净水方法。

三 前条第三号に該当する場合にあつては、水道施設の位置を明らかにする地図。

四 前条第一号（水道用水供給事業者が給水対象を増加しようとする場合に限る。次号において同じ。）又は法第三十条第一項第二号に該当し、かつ、水道用水供給事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、水道用水供給事業経営を必要とする理由を記載した書類。

五 前条第二号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

六 前条第三号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

七 前条第四号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

八 前条第五号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

九 前条第六号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

十 前条第七号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

十一 前条第八号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

十二 前条第九号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

十三 前条第十号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

十四 前条第十一号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

十五 前条第十二号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

十六 前条第十三号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

十七 前条第十四号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

十八 前条第十五号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

十九 前条第十六号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

二十 前条第十七号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

二十一 前条第十八号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

二十二 前条第十九号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

二十三 前条第二十号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造団。

第三章 専用水道 (確認申請書の添付書)

一 水の供給を受ける者の数を記載した書類及び図面は、次各号に掲げるものとする。

二 労働省令で定める書類及び図面は、次の各号に

三 水道施設の位置を明らかにする地図

四 水源及び淨水場の周辺の概況を明らかにす
る地図

五 主要な水道施設（次号に掲げるものを除
く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、
断面図及び構造図

あらかじめ簡易専用水道検査員の中から指定した者に行わせることができるものとする。

イ 簡易専用水道検査部門の業務を統括すること。

ロ 第二号ハの規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに是正処置を講ずること。

ハ 簡易専用水道の管理の検査について第四号に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により簡易専用水道の管理の検査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。

ニ その他必要な業務

一 簡易専用水道検査信頼性確保部門につき、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる者(以下「簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者」という。)が置かれていること。

イ 第五号への文書に基づき、簡易専用水道の管理の検査の業務の管理について内部監査を定期的に行うこと。

ロ 第五号トの文書に基づき、精度管理及び外部精度管理調査を定期的に受けるための事務を行うこと。

ハ イ 第五号への文書に基づき、簡易専用水道の管理の検査の業務の管理について内部監査を定期的に行うこと。

その他の検査に当たつての注意事項

二 簡易専用水道の管理の検査の結果の処理

方法

本作成及び改定年月日

イ 組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書

ロ 文書の管理について記載した文書

ハ 記録の管理について記載した文書

本不適合業務及び是正処置等について記載した文書

ト 内部監査の方法を記載した文書

ハ 精度管理の方法及び外部精度管理調査を定期的に受けるための計画を記載した文書

チ 簡易専用水道検査結果書の発行の方法を記載した文書

リ 依頼を受ける方法を記載した文書

ヌ 物品の購入の方法を記載した文書

ル その他簡易専用水道の管理の検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項を記載した文書

(変更の届出)

ト 替えて準用する法第二十条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十九による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(簡易専用水道検査業務規程)

ト 替えて準用する法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十二条の八第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

ハ 一 簡易専用水道の管理の検査の業務の実施及び管理の方法に関する事項

二 簡易専用水道の管理の検査の業務を行う時間及び休日にに関する事項

三 簡易専用水道の管理の検査の依頼を受けることができる件数の上限に関する事項

四 簡易専用水道の管理の検査の業務を行う事業所の場所に関する事項

五 簡易専用水道の管理の検査に用いる設備の操作及び保守点検の方法

六 簡易専用水道検査部門管理者が氏名及び水道検査信頼性確保部門管理者が法第三十四条の二第二項の登録を受けた者の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。

四 次に掲げる事項を記載した標準作業書を作成すること。

イ 簡易専用水道の管理の検査の項目ごとの検査の手順及び判定基準

ハ 檢査中の当該施設への部外者の立入り制限

その他の検査に当たつての注意事項

八 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第一号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

前各号に掲げるもののほか、簡易専用水道の管理の検査の業務に関し必要な事項は、法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、書面又は電磁的記録によつて簡易専用水道の管理の検査を実施した日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

ハ 簡易専用水道の管理の検査の業務規程の届出をしようとする者は、様式第二十による届出書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 前項第三号の規定により定める簡易専用水道の管理の検査の依頼を受けることができる書類

二 前項第五号の規定により定める簡易専用水道の管理の検査業務規程の変更の届出をしようとする書類

三 簡易専用水道の管理の検査を行つた施設の氏名及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

四 簡易専用水道の管理の検査を行つた年月日

五 簡易専用水道の管理の検査を行つた簡易専用水道検査員の氏名

六 簡易専用水道の管理の検査の結果

七 第五十六条の四第二号ハにより帳簿に記載すべきこととされている事項

八 第五十六条の四第五号ハの文書において帳簿に記載すべきこととされている事項

九 第五十六条の四第五号ニの教育訓練に関する記録

(証明書の様式)

ト 第五章 雜則

(業務の休廃止の届出)

ト 替えて準用する法第二十二条の八第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

ハ 一 簡易専用水道の管理の検査の業務の実施及び管理の方法に関する事項

二 簡易専用水道の管理の検査の業務を行う時間及び休日にに関する事項

三 簡易専用水道の管理の検査の依頼を受けることができる件数の上限に関する事項

四 簡易専用水道の管理の検査の業務を行う事業所の場所に関する事項

五 簡易専用水道の管理の検査に用いる設備の操作及び保守点検の方法

六 簡易専用水道検査部門管理者が氏名及び水道検査信頼性確保部門管理者が法第三十四条の二第二項の登録を受けた者の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。

四 次に掲げる事項を記載した標準作業書を作成すること。

イ 簡易専用水道の管理の検査の項目ごとの検査の手順及び判定基準

ハ 檢査中の当該施設への部外者の立入り制限

その他の検査に当たつての注意事項

(帳簿の備付け)

前各号に掲げるものを記載した帳簿を備え、簡易専用水道の管理の検査を実施した日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

ハ 簡易専用水道の管理の検査の業務規程の届出をしようとする者は、様式第二十による届出書に次に掲げるものを記載した帳簿を備え、簡易専用水道の管理の検査を実施した日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

一 簡易専用水道の管理の検査を行つた施設の氏名及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

二 簡易専用水道の管理の検査を行つた年月日

三 簡易専用水道の管理の検査を行つた簡易専用水道検査員の氏名

四 簡易専用水道の管理の検査の結果

五 簡易専用水道の管理の検査を行つた簡易専用水道検査員の氏名

六 簡易専用水道の管理の検査を行つた年月日

七 第五十六条の九法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、書面又は電磁的記録によつて簡易専用水道の管理の検査を実施した日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

ハ 簡易専用水道の管理の検査を行つた簡易専用水道検査員の氏名

一 簡易専用水道の管理の検査を行つた施設の氏名及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

二 簡易専用水道の管理の検査を行つた年月日

三 簡易専用水道の管理の検査を行つた簡易専用水道検査員の氏名

四 簡易専用水道の管理の検査の結果

五 簡易専用水道の管理の検査を行つた簡易専用水道検査員の氏名

六 簡易専用水道の管理の検査を行つた年月日

七 第五十六条の九法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、書面又は電磁的記録によつて簡易専用水道の管理の検査を実施した日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

ハ 簡易専用水道の管理の検査を行つた簡易専用水道検査員の氏名

一 簡易専用水道の管理の検査を行つた施設の氏名及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

二 簡易専用水道の管理の検査を行つた年月日

三 簡易専用水道の管理の検査を行つた簡易専用水道検査員の氏名

四 簡易専用水道の管理の検査の結果

五 簡易専用水道の管理の検査を行つた簡易専用水道検査員の氏名

一 簡易専用水道の管理の検査を行つた施設の氏名及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

二 簡易専用水道の管理の検査を行つた年月日

三 簡易専用水道の管理の検査を行つた簡易専用水道検査員の氏名

四 簡易専用水道の管理の検査の結果

五 簡易専用水道の管理の検査を行つた簡易専用水道検査員の氏名

4	水道条例第三条及第十二条但書の規定に依る 命令に関する件（大正十年内務省令第二十二 号）は、廃止する。
1	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（昭和三五年六月一日厚生省令第 一〇号）抄
1	この省令は、昭和四十一年五月二十日から施 行する。
附 則	（昭和五三年四月二十五日厚生省令 第二三号）
1	この省令は、昭和五十三年六月二十三日から 施行する。
附 則	（昭和六二年一月三一日厚生省令 第八号）抄
1	この省令は、昭和六十二年四月一日から施 行する。
附 則	（平成元年三月二十四日厚生省令第 一〇号）抄
1	この省令は、公布の日から施行する。
2	この省令の施行の際この省令による改正前の 様式（以下「旧様式」という。）により使用さ れている書類は、この省令による改正後の様式 によるものとみなす。
3	この省令の施行の際現にある旧様式による用 紙及び板については、当分の間、これを取り繕 つて使用することができる。
4	この省令による改正後の省令の規定にかかる らず、この省令により改正された規定であつて 改正後の様式により記載することが適当でない ものについては、当分の間、なお従前の例によ る。
附 則	（平成三年九月二十五日厚生省令第 四七号）
1	この省令は、平成三年十月一日から施行す る。
2	この省令の施行の際この省令による改正前の 様式により使用している書類は、この省令に よる改正後の様式によるものとみなす。
附 則	（平成四年一二月二一日厚生省令 第七〇号）抄
1	この省令は、平成五年十一月一日から施行す る。
附 則	（平成六年七月一日厚生省令第四 七号）抄
1	この省令は、公布の日から施行する。

4 水道条例第三条及第十二条但書の規定に依る

命令に関する件（大正十年内務省令第二十二
号）は、廃止する。附 則（昭和三五年六月一日厚生省令第
一〇号）抄この省令は、昭和四十一年五月二十日から施
行する。附 則（昭和五三年四月二十五日厚生省令
第二三号）

この省令は、昭和五十三年六月二十三日から
施行する。

附 則（昭和六二年一月三一日厚生省令
第八号）抄

この省令は、昭和六十二年四月一日から施
行する。

附 則（平成元年三月二十四日厚生省令第
一〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年一二月二一日厚生省令
第七〇号）抄

この省令は、平成五年十一月一日から施行す
る。

4 この省令の施行の際現にあるこの省令による
改正前の様式（以下「旧様式」という。）によ
り使用されている書類は、この省令による改正
後の様式によるものとみなす。

5 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

6 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

7 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

8 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

9 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

10 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

11 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

12 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

13 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

14 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

15 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

16 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

17 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

18 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

19 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

20 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

21 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

22 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

23 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

24 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

25 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

26 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

27 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

28 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

29 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

30 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

31 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

32 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

33 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

34 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

35 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

36 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

37 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

38 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

39 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

40 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

41 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

42 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

43 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、当分の間、これを取り繕つて使
用することができます。

附則様式第一

印鑑略式第一	印鑑略式第一
ふりがな	名前
年月日	年月日
上記にのり、給水装置工事主任技術者試験の受験料を受取つたので、開催者を當 てして申し出します。	
年月日	年月日
氏名	氏名
職名	職名

様式第1表(第八回提出書)	
(共用)	
指定販売業者登録申請書	
年 月 日	
申請者 氏名又は名称 住所 電話番号 未承認登録の場合は、規定による指定販売業者登録申請者の選定を受けた場合、同法第25条第2項の規定により上記のとおり申請します。	
受取人(郵便局)に対する送付、販賣取扱いこれらに便する者の名前 氏 名 氏 名 氏 名 氏 名	
参考の範囲	
証明書の名前、性別及び年齢 別添のとおり	

様式第二（第十八条及び第三十四条関係）

様式第三（第二十二条関係）

(略示)	
当該治水区域で詰水施設工事の事業を行ふ事業者の名称	
上記事業者の所在地	
上記事業者で請け負うこととなる詰水施設工事主担当者名	詰水施設工事主担当者名の交付番号
当該治水区域で詰水施設工事の事業を行ふ事業者の名称	
上記事業者の所在地	
上記事業者で請け負うこととなる詰水施設工事主担当者名	詰水施設工事主担当者名の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A4判をとすること。

別表(第十八条関係)					
施	域	基	年	月	日
施	域	基	年	月	日
施	域	基	年	月	日
施	域	基	年	月	日

(備考) 本の用紙の大きさは、A4判をとること。

(備考) この用紙の大きさは、A4判をとすること。

様式第二(第十八条及び第三十四条関係)			
契 約 書			
指定詰水施設工事事業者申請者及びその役員は、本法第25条の規定に基づいて でのいずれに最も当しない者であることを誓約します。			
申請者 氏名又は本姓 住所 代表者氏名	年	月	日

(備考) この用紙の大きさは、A4判をとすること。

様式第三(第二十二条関係)			
詰水施設工事主担当者連絡用・報伝用書			
届出者 氏名又は本姓 住所 代表者氏名	年	月	日
本法第25条の規定に基づき、次のとおり詰水施設工事主担当者の連絡の 連絡をします。			
当該区域で詰水施設工事の事業を行ふ事業者の名称	詰水施設工事主担当者名	連絡・報伝の年月日	
上記事業者で請け負う詰水施設工事主担当者名	詰水施設工事主担当者名の交付番号		

(備考) この用紙の大きさは、A4判をとすること。

様式第四（第二十四条関係）

株式会社(第二十四个方面)		(表 6)
取扱印紙 （承印しては ならない）		
株式会社土建工事技術者免許交付申請書		
氏名	年齢	性別
アーティザン	生年月日	年月日生
本籍	郵便番号	電話番号
住居	電話番号	電話番号
（表 7）		
私は、前面の各事項について虚偽の記載をせず、かつ、次の文書事由に該当しないことを誓約する。 1. 本送致会社の他の方面に開示せんとして、日本技術士事務所技術者免許印紙をあげられ、その記入欄で「承印してはならない」と記入せん。 2. 本送致の場合は、前記の免許印紙を記入すること、ただし、日本の印紙を有しない者にあつては、その者の相手取人印紙を記入すること。 3. 用紙の大きさは、A4紙とする。		
年月日		
先生会員大区 姓 名		

様式第五（第二十五条関係）

株式会社(第二十四个方面)		(表 8)
取扱印紙 （承印しては ならない）		
株式会社土建工事技術者免許交付申請書		
氏名	年齢	性別
アーティザン	生年月日	年月日生
本籍	郵便番号	電話番号
住居	電話番号	電話番号
（表 9）		
私は、前面の各事項について虚偽の記載をせず、かつ、次の文書事由に該当しないことを誓約する。 1. 本送致の場合は、記入しないこと。 2. 本送致の場合は、前記の免許印紙を記入すること、ただし、日本の印紙を有しない者にあつては、その者の相手取人印紙を記入すること。 3. 用紙の大きさは、A4紙とする。		
年月日		
先生会員大区 姓 名		

様式第六（第二十六条関係）

株式会社(第二十六四个方面)		(表 10)
取扱印紙 （承印しては ならない）		
株式会社土建工事技術者免許交付申請書		
氏名	年齢	性別
アーティザン	生年月日	年月日生
本籍	郵便番号	電話番号
住居	電話番号	電話番号
書類又交付申請の理由		
上記により、日本技術士事務所技術者免許の書類又交付を受けたいので申請します。 年月日		
先生会員大区 姓 名		

様式第七（第二十七条関係）

株式会社(第二十七四个方面)		(表 11)
取扱印紙 （承印しては ならない）		
株式会社土建工事技術者免許交付申請書		
氏名	年齢	性別
アーティザン	生年月日	年月日生
本籍	郵便番号	電話番号
住居	電話番号	電話番号
書類又交付の理由		
上記により、日本技術士事務所技術者免許の書類又交付を受けたいので申請します。 年月日		
先生会員大区 姓 名		

様式第八(第三十二条関係)

フリガナ	生年月日
氏名	郵便番号
性別	電話番号
受取希望地	
上記により、旨な用件は事主が持者に受けたいで申します。	
年月日	氏名
附 1. 受取の届け出の欄に印してはならない。 2. 指定料金額より料金を支拂う場合は、所定の手数料より受取手数料を納付し、受取用紙は、記入しないこと。 3. 用紙の大きさは、A4を参考とする。	

様式第八(第三十二条関係)

1. 旨な用件は事主が持者に受けたいで申します。
2. 指定料金額より料金を支拂う場合は、所定の手数料より受取手数料を納付し、受取用紙は、記入しないこと。
3. 用紙の大きさは、A4を参考とする。

様式第九(第三十二条関係)

フリガナ	生年月日
氏名	性別
合意した技術検査 料	
1. 計工事施工管理 2. 施工	
上記以上、旨な用件は事主が持者に受けたいで、関係書類を添付して申します。	
年月日	氏名
附 1. 「合意した技術検査料」の欄については、該当する不動文字を○で囲ひこす。 2. 用紙の大きさは、A4を参考とする。	

様式第九(第三十二条関係)

1. 「合意した技術検査料」の欄については、該当する不動文字を○で囲ひこす。
2. 用紙の大きさは、A4を参考とする。

様式第十(第三十四条関係)

フリガナ	生年月日
氏名	性別
変更による事由	
変更による事由	前 更 換 後 更 換 年 月 日
(備考) この用紙の大きさはA4、A4を参考とすること。	

様式第十(第三十四条関係)

(備考) この用紙の大きさはA4、A4を参考とすること。

様式第十一(第三十五条関係)

フリガナ	提出者
氏名又は名称	提出者
性別	性別
水道法第25条の規定に基づき、旨な用件を記入して申します。	
フリガナ 代表者の氏名	前 改 正 年 月 日
(備考) この用紙の大きさはA4、A4を参考とすること。	

様式第十一(第三十五条関係)

(備考) この用紙の大きさはA4、A4を参考とすること。

様式第十二（第五十七条第一項関係）

様式第十二(第五十七条第一項関係)

<p style="text-align: right;">(表) 面)</p> <p>十三条の二まで又は第五十四条から第五十五条の二までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科す。</p>	<p>水道法検査証</p>
---	---------------

(裏) 面)

<p>第 号 年 月 日交付 年 月 日まで有効 写真 官職又は職名 氏 生年月日</p>	<p>この届明書を拂持する者は、水道法第二十条の十五(同法第三十一条の四)において拂持する場合を含む)の規定により立てて、その關係条文は次のとおりであります。 水道法(抄) 第二条の四、原生労働大印は、水質検査官の適正な実務を確保するため必要があると認めらるときは、当該水質検査機関に付し、業務の状況に関する必要な報告を求め、又は当該職員に、登録水質検査機関等に於ける事務の執行の監視を受ける場合を除き、檢査、審査、鑑定のための動作を検査させることとする。 2. 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す詮明書を拂帶し、關係者の請求があつたときはこれを提示しなければならぬ。 3. 第一項の規定による権限は、犯隠理査のために認めたるものと解釈してはならない。 第四条の四、第十条の二から第十一条の六までの規定は第三十一条の四(同法第三十一条の四)の規定について、第十条の七から第二十条の十六までの規定は第三十条の二、第二項の登録を受けた者について、それより前後する期間に於ける事務の執行の監視を受ける場合に於ける同表の中間に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 第二十条の二 水質検査の、 第十条の四 指定試験機関の 第五条 第二項 検査報告書 第六条 検査機関 (略) 第三十一条の二、次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一、(略) 三、第二十二条の五第一項(第二十条の四の罰金の罰に併用する場合を除く)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をして、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 第五十六条 法人の代表者は又は法人若しくは人の代表者、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条から第五十九条までに規定する事務の執行に當り、前項の規定による立入検査の権限を拂持する場合に於ける事務の執行の監視を受ける場合に於ける同表の中間に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
---	---

備考 この用紙は、A46番の厚紙を用いて、中央の点線の所から二折にすること。

様式第十二の二（第五十七条第二項関係）

様式第十二の二(第五十七条第二項関係)

<p style="text-align: right;">(表) 面)</p>	<p>水道法検査証</p>
--	---------------

(裏) 面)

<p>第 号 令和 年 月 日交付 令和 年 月 日まで有効 写真 官職又は職名 氏 生年月日</p>	<p>この届明書を拂持する者は、水道法第二十九条の二十二の規定により立てて、その關係条文は次のとおりであります。 水道法(抄) 第二十二条の二、原生労働大印は、検査事務の適正な実務を確保するため必要があると認められたときは、指定試験機関に付し、検査事務の状況に関する必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2. 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す詮明書を拂帶し、關係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。 3. 第一項の規定による権限は、犯隠理査のために認めたものと解釈してはならない。 第五十五条の二、次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。 一、(略) 二、第二十五条の二第二十一項の規定による報告を求めて、報告をせざり、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 三、(略)</p>
---	--

備考 この用紙は、A46番の厚紙を用いて、中央の点線の所から二折にすること。

株式第十五（第十五条の五、第五十二条及び第五十四条関係）

株式第十六（第十五条の六第一項及び第二項、第五十二条並びに第五十四条関係）

株式第十六の二（第十五条の六第二項及び第三項、第五十二条並びに第五十四条関係）

株式第十六の三（第十五条の七、第五十二条及び第五十四条関係）

株式第十五（第十五条の五、第十五条の六第一項及び第二項、第五十二条並びに第五十四条関係）
第十五条の五
年月日

原生分野大区、被
登録番号
代表者（法人については名称及び代表者の氏名）

本規約書は被監視機関の記載欄に記載せられており、本規約書の副本が第31条及び第34条において提出する場合は合併し、の規定により表のとおり届け出ます。

支	支	支
支	支	支
支	支	支
支	支	支
支	支	支

備考：用紙の大きさは、A4をとすること。

株式第十六（第十五条の六第一項及び第二項、第五十二条並びに第五十四条関係）
第十五条の六第一項及び第二項、第五十二条並びに第五十四条関係）
年月日

原生分野大区、被
登録番号
代表者（法人については名称及び代表者の氏名）

本規約書第20条の四の二の規定（第31条及び第34条において提出する場合は合併し、の規定により、本規約書を複数枚提出して、次のとおり届け出ます。

備考：用紙の大きさは、A4をとすること。

株式第十六の二（第十五条の六第二項及び第三項、第五十二条並びに第五十四条関係）
第十五条の六第二項及び第三項、第五十二条並びに第五十四条関係）
年月日

原生分野大区、被
登録番号
代表者（法人については名称及び代表者の氏名）

本規約書第20条の四の二の規定（第31条及び第34条において提出する場合は合併し、の規定により、本規約書を複数枚提出して、次のとおり届け出ます。

支	支	支
支	支	支
支	支	支
支	支	支

備考：用紙の大きさは、A4をとすること。

株式第十六の三（第十五条の七、第五十二条及び第五十四条関係）
第十五条の七
年月日

原生分野大区、被
登録番号
代表者（法人については名称及び代表者の氏名）

本規約書は被監視機関としての本規約書の範囲を
規定としているので、本規約書の副本（第31条及び第34条において提出する場合は合併し、）の規定により表のとおり届け出ます。

1 休止する検査機関の範囲
2 休止の理由及び子会社休止日
3 休止の不実期間（休止の場合）

備考：用紙の大きさは、A4をとすること。

様式第十七(第五十六条の二関係)
登録申請書
年月日
河生分離大区 総務課
住所
氏名(法人における名前及び代表者の氏名)
水道法第34条の2に規定する登録する事項の変更を受けたので、同法第34条の4において準用する第20条の
規則に定めるところにより、監査審査を受けることを以下のように申請します。
1. 県長等用水道の管理の検査を行う区域
2. 県長等用水道の管理の検査を行う事業者名及び所在地
備考
1. 用紙の大きさは、A4用紙とすること。
2. 事業者が複数ある場合は、すべて記載すること。

様式第十八(第五十六条の三関係)
登録更新申請書
年月日
河生分離大区 総務課
住所
氏名(法人における名前及び代表者の氏名)
水道法第34条の4において規定する事項の変更を受けたので、同法第34条の4において準用する
第20条の2の規定に於いて規定する事項を改めて記載することにより、監査審査を受けて、次のとおり申
請します。
1. 要件外日
2. 管理区域
3. 県長等用水道の管理の検査を行う区域
4. 県長等用水道の管理の検査を行う事業者名及び所在地
備考
1. 用紙の大きさは、A4用紙とすること。
2. 事業者が複数ある場合は、すべて記載すること。

様式第十九(第五十六条の五関係)
登録事項変更届出書
年月日
河生分離大区 総務課
登録番号
住所
氏名(法人における名前及び代表者の氏名)
水道法第34条の4において規定する事項の変更を受けたので、水道法第34条の4において準用する
第20条の2の規定に於いて規定する事項を改めて記載することにより、監査審査を受けて、次のとおり申
請します。

□	変更前
□	変更後
変更をしようとする 年月日	
変更の理由	

備考 用紙の大きさは、A4用紙とすること。

様式第二十(第五十六条の六第二項関係)
登録履歴届出書
年月日
河生分離大区 総務課
登録番号
住所
氏名(法人における名前及び代表者の氏名)
水道法第34条の4において規定する事項の変更を受けた場合の登録履歴の規定により、県長等用水道監査
審査及び監査審査を受けて、次のとおり受けます。

□

備考 用紙の大きさは、A4用紙とすること。

様式第二十九の二（第五十六条の六第三項関係）

様式第二十九の三（第五十六条の七関係）

様式第二十九の二(第五十六条の六第三項関係)

新規特許実用新案出願

年月日

厚生労働大臣 聞

登録番号

住所

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

最高裁判所水海道普通検査機関を定めたりして、本法第34条の6において使用する第30条の第1項後句に上り、認証書類を添えて、次のとおり施行出す。

新規特許実用新案出願

参考：用紙の大きさは、A4用紙とすること。

様式第二十九の三(第五十六条の七関係)

新規特許実用新案出願

年月日

厚生労働大臣 聞

登録番号

住所

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

登録検査官同水海道普通検査機関としての職務同水海道の管轄の検査の業務を 休止 したいので、本法第34条の6において使用する第30条の6の規定により次のとおり施行出す。

- 1 休止する検査業務の範囲
- 2 休止の理由及び予定期日
- 3 休止の予定期間(休止の場合)

参考：用紙の大きさは、A4用紙とすること。